

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方法人課税の見直し	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">法人住民税</div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">均等割</div> <p>資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。</p> <p>[税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円</p> </div> <div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人税割</div> <p>法人税額に応じた負担を求める。</p> <p>[税率] 道府県民税 : 法人税額の5%</p> </div> </div> </div> </div> </div> <p>法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (外形課税対象法人) 〔所得割(税率:2.9%)※年800円超の所得 外形標準課税(付加価値割:0.48%、資本割:0.2%)〕 ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (所得割(税率:5.3%)※年800万円超の所得) ○ <u>電気供給業・ガス供給業・保険業</u> (収入割(税率:0.7%)) <p>地方法人特別税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>資本金1億円超の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 148%) (外形課税対象法人) ・ <u>資本金1億円以下の普通法人</u> (基準法人所得割額 × 81%) ○ <u>電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人</u> (基準法人収入割額 × 81%) <p>※ 平成20年度税制改正時、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率引下げを行うとともに、地方法人特別税が創設された。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方法人課税について、税制の抜本的な改革による地方消費税の充実などを踏まえ、地方法人特別税等の抜本的な見直しが必要。 	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 地方法人特別税等に関する暫定措置法 等</p> </div>	
減収見込額	[初年度] () [平年度] () [改正増減収額]	(単位:百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人実効税率を主要国並みに引き下げるべく地方法人課税のあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、税制抜本改革の議論において、国際的に高い水準にある我が国の法人実効税率を主要国並みに引き下げるべく、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際、例えば以下のような指摘に留意しつつ、検討していく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。 4. 国税と地方税の計算方法の相違等により、事務負担が過大であることや、連結納税制度がなく損益通算ができない等の問題がある。 ・ さらに、税制改正に伴う経済への悪影響を最小限にとどめるよう、経済界の負担の軽減が不可欠。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 社会保障・税一体改革法（平成24年8月10日成立）（抄）</p> <p>第七条 三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。</p> <p>第七条 五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。</p> <p>イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。</p> <p>ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講じることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。</p> <p>○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年四月三十日法律第二十五号）（抄）（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号） 附則（抄）（税制の抜本的な改革に係る措置）</p> <p>第一百四条 第三項 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。</p> <p>二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。</p> <p>七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。</p>
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保
政策目標の達成状況		

有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	